

「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」提供店取扱要領

1 目的

- 雪深い山村地域の生産者の思いと技を受け継ぎ、山形の食の豊かさ、食文化の奥深さを物語る「食の至宝雪国やまがた伝統野菜（以下、「やまがた伝統野菜」という。）」の流通の確立、消費の拡大・認知度向上を図るため、県内の各地域で長年栽培され、人々に親しまれてきた食材を使用した料理を提供する料理店を募集する。

2 主催

- おいしい山形推進機構

3 「やまがた伝統野菜」提供店

(1) 対象・条件

- 県内の各地域で長年栽培され、人々に親しまれてきた「やまがた伝統野菜」（別添一覧参照）を食材として使用した料理を旬の時期に提供すること。
- パンフレット等の「やまがた伝統野菜」のPR資材を設置すること。
- 料理に使用した「やまがた伝統野菜」の作物名をメニュー等に明記すること。

(2) 提供店の募集

- おいしい山形ホームページ等により、「やまがた伝統野菜」提供店を募集する。
- 「やまがた伝統野菜」の認知度向上などの目的に賛同する場合は、別紙「登録申込書」に必要事項を必ず記入し、郵送、FAXまたはEメールにより申し込むものとする（登録料は無料）。

4 「やまがた伝統野菜」提供店の特典

- 「やまがた伝統野菜」提供店の情報を、おいしい山形ホームページに掲載する。
- パンフレット等の「やまがた伝統野菜」PR資材を提供する。